

令和元年度第2回技術委員会（方法書第1回審議）及び追加提出の意見に対する都市計画決定権者等の見解

資料1

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
1	全般	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料6の24～55ページ：評価の手法について、全ての項目で「環境基準等との整合が図られているか否かについて評価」と書かれているが、振動など法律上環境基準が定められていない項目について環境基準と比較することは不適當である。</li> <li>参考文献や参考資料はオリジナルを使用すること。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方法書の記載内容について、特に予測評価方法が極めて似通った表現が用いられているが、当該地域の状況により項目ごとの判断、考え方は異なるはずであり、その内容を踏まえて再整理する必要性が高い。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘を踏まえ、資料1-1 (P.24～55) に示しますとおり、第1回審議における資料6を詳細に記載させていただきます。</li> <li>評価の手法につきましては、方法書P.8-5～27に示しますとおり、各環境要素の区分ごとに評価の手法を検討・記載しております。例えば、振動については「「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に規定する「特定建設作業の規制に関する基準」や「道路交通振動の限度」との整合が図られているかどうか」により評価を実施してまいります。それに加え、回避又は低減に係る評価として、事業の実施（工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価いたします。</li> <li>予測方法につきましては、方法書P.8-5～27に示しますとおり、予測の基本的な方法として、各環境要素の区分ごとに、「道路環境影響評価の技術手法」（国土政策技術総合研究所）（以下、「技術手法」という）に記載されている手法を参考として記載しております。今後の現地調査により、当該地域に特異な環境の状況が確認された場合には、状況に応じて適切な予測手法を検討してまいります。</li> </ul>
2	全般	片谷委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業対象地域は非常に自然資源が豊かで、大気や水が清浄な地域であり、より慎重に環境影響評価を行うという方針でやっていただく必要がある。</li> <li>良好な自然環境が多い地域において事業を計画するに当たっての環境配慮方針を示すこと。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施における環境配慮につきましては、1kmルート帯の検討において、八ヶ岳中信国定公園の一部である松原湖を避ける等の自然環境への配慮や、市街地・集落・別荘地・優良農地等の土地利用への配慮を行ってまいりました。</li> <li>今後は、自然環境豊かな地域であることを踏まえ、既存資料及び現地調査により当該地域の環境を適切に把握したうえで予測評価を行い、方法書P.8-5～27に示すとおり、事業による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされるように検討してまいります。</li> <li>また、丁寧な環境影響評価の実施のために、方法書における環境影響評価項目の選定にあたっては、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第10号）（以下、「省令」という。）で示されている参考項目に加えて、当該地域の池沼が分布しており湧水や温泉も分布している特徴を踏まえて水象（河川及び湖沼、地下水）を選定する、長野県環境影響評価条例の項目から電波障害や文化財を選定する等、配慮しております。</li> </ul>
3	事業計画	片谷委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ルートの決定はいつ頃を予定しているか。</li> <li>準備書の段階で調査内容が不適切である事態が生じる恐れがあるため、ルートや道路構造、調査地点等を決定する段階で技術委員会へ報告いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査地点は、今後ルートを絞っていくなかで具体化させたいと思っています。現時点ではいつ頃というのはお答えできませんが、ある程度ルートが絞り込まれた時点で技術委員会へ相談したいと思います。</li> </ul>

4	事業計画	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料6の6ページ：山梨県部分も含めて休憩施設の設置の計画はなく、将来的にも設けないということでよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では計画していません。今のところは将来的にも考えていない状況です。</li> </ul>
5	事業計画	片谷委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料6の6ページ：車線数4とあるが、当面はすでに開通している区間と同じように2車線の整備となるか。</li> <li>当面は2車線道路の建設であるため環境負荷は少ないという説明をすることはないという理解でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路自体は4車線の計画であり、4車線の構造での審議をお願いしたいと思います。今後どうかたちで事業化するかは未定です。</li> <li>はい。</li> </ul>
6	事業計画	北原委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ルートの中で一番自然環境が貴重な場所は飯盛山近辺かと思われる。飯盛山とその周辺は草原的環境なので、ルート選定に当たっては配慮いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では具体的なルートや構造が決定されていないため、1kmのルート幅でアセス評価をしていきたいと考えています。</li> </ul>
7	事業計画	片谷委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路構造について、トンネル区間は存在するか、河川区間は橋梁構造とするのか、などの基本方針は示すことが可能か。</li> <li>方法書の審査期間中に基本方針だけでも出せるのかどうか次回回答いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的なルートがまだ出ていないためどこにどういう構造がくるとは申し上げられないが、地形的な要因から想定できる影響を資料に表現しています。</li> <li>整理の上次回答します。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的なルートは今後、都市計画手続きの中で決定していくため、現時点ではどの場所にどのような構造が位置するかは申し上げられない状況です。ただし、現在の1kmルート帯及び地形から想定される主要な構造について整理検討しており、その想定される構造を踏まえて、不足の無いように調査地点を選定しております。</li> </ul>
8	地域特性	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料6の11ページ：社会的状況として、長野県内にも学校等の配慮が必要な施設が多く存在していることが示されているが、それら施設の位置関係が分からないため、地図上に住宅、社会施設、教育施設等を表示し、事業区域との関係を明らかにすること。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施区域と学校教育施設との位置関係は方法書の図5-2-7 (P. 5-117) に、病院及び社会福祉施設との位置関係は方法書の図5-2-8 (p. 5-123) に、住宅地等の土地利用の状況は方法書の図5-2-3 (P. 5-125) に示すとおりとなっております。</li> </ul>

9	騒音 低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トンネル工事の実施に対しては、騒音や低周波音への影響について選定すべき。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画が不確定の部分が多く残っている状況では、調査項目選定の妥当性も検討できないので、事業計画の提示方法を見直していただきたい。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事による騒音については、技術手法「4.騒音 4.2建設機械の稼働に係る騒音」に記載されているとおり、トンネル工事を含む影響について「建設機械の稼働」の項目において検討することを想定しております。</li> <li>本事業では、省令（別表第一 参考項目（第二十一条関係））及び技術手法を基に、項目の選定、非選定を検討しているため、「トンネル工事の実施」における「低周波音」は選定しておりません。なお、トンネル工事の発破は、詳細な工事計画策定の段階で実施可否を検討していく予定であり、事業実施段階でトンネル工事に発破工法の採用が決定した場合でも、一般的な道路事業の工事では防音扉を設置するなど、低周波音等の影響の低減に努めるよう対応することから、周辺環境に顕著な影響を及ぼす可能性は極めて小さいと考えています。</li> <li>今後、事業の実施段階においてトンネル工事に発破工法の採用が決定した場合においては、専門家に相談しながら、具体的な保全対策について丁寧に検討し、対応したいと考えております。</li> </ul> <p>・具体的なルートは今後、都市計画手続きの中で決定していくため、現時点ではどの場所にどのような構造が位置するかは申し上げられない状況です。ただし、現在の1kmルート帯及び地形から想定される主要な構造について整理検討しており、その想定される構造を踏まえて、不足の無いように調査地点を選定しております。</p>
10	地形 地質	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料6の21ページ：調査項目の選定にあたって、水象の地下水が選定されているものについては、関連性が強い地質も合わせて選定するべきである。</li> </ul>	<p>・次回回答します。</p> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地質については、項目としては選定しておりませんが、水象の地下水の検討にあたっては、方法書のP.8-17に示しますとおり、「帯水層の地質・水理の状況」を調査項目として、既存資料調査に加え、現地調査により地質（ボーリング調査による試料採取）や土質（ボーリング孔を利用した土質試験）を実施し、対象地域の地質も考慮したうえで、予測評価を実施してまいります。</li> </ul>
11	地域特性	中村寛志委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5-57ページ：表5-1-38(1) 選定根拠の長野県条例欄は、「指定」又は「特別指定」とすべき。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘のとおり、誤植がございましたので、準備書以降の今後の整理において是正いたします。</li> </ul>
12	動物 植物 生態系	中村雅彦委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料6の44～49ページ：評価の手法として、「環境基準等との整合が図られているか否かについて評価」とあるが、動物、植物及び生態系には環境基準は馴染まないもので、削除を検討してはどうか。動物、植物及び生態系の評価に係る「環境基準等」の説明が必要。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘を踏まえ、資料1-1（P.24～55）に示しますとおり、第1回審議における資料6を詳細に記載させていただきます。</li> <li>動物、植物及び生態系の評価の手法としては、方法書P.8-21～23に示しますとおり、事業の実施（工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価いたします。</li> </ul>

13	動物	中村寛志委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8-3ページ：表8-2-1 明らかに水生生物へ影響を及ぼすため、動物に係る環境要素として、工事の実施の水底の掘削を選定する必要性が高い。</li> <li>・8-3ページ：表8-2-1 山岳域を通る道路計画であるため、動物に係る環境要素として土地又は工作物の存在及び供用の自動車の走行を選定し、ロードキルや動物との交通事故について評価すべき。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物に係る工事の実施の水底の掘削の影響につきましては、工事中的影響として、「工事施工ヤードの設置」及び「工事用道路等の設置」の項目の中で検討してまいります。</li> <li>・動物に係るロードキルを含む供用後の影響については、技術手法の「13. 動物、植物、生態系 13.1道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物、植物、生態系」に記載されているとおり、「道路（地表式又は掘割式）の存在」及び「道路（嵩上式）の存在」の項目の中において、「重要な種等の移動経路の分断」による影響として検討してまいります。</li> </ul>
14	動物	中村寛志委員	<p>【追加意見】</p> <p>事業地周辺には貴重な種の生息場所が存在するため、ルート及び構造を決定するにあたって配慮すること。</p>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地周辺の貴重な種については、今後の現地調査において適切に把握してまいります。また、方法書P.8-21に示しますとおり、今後の現地調査、予測評価の結果を踏まえ、事業による影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされるように検討してまいります。</li> </ul>

15	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5-94、8-33ページ：5-92ページにも記載されているように、ルート帯内及び周辺において牧場（JA牧場や滝沢牧場）で自然との触れあい活動が行われているため、これらを主要な人と自然との触れあい活動の場として記載し、調査対象とすべきではないか。</li> <li>・その上で、人と自然との触れあい活動の場全体への工事中（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、工事ヤード及び工事用道路等の設置）の影響について予測評価を実施し、影響を回避又は低減する必要がある。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合い活動は、技術手法「15. 人と自然との触れ合いの活動の場 15.1道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場」において、「過度に自然に影響を及ぼすことなく自然と共生し、それを観察、利用することにより、自然の持つ効用等を享受すること」であり、「イベント等の活動、経済活動等は、自然との触れ合いとは言い難い」とされていることから、観光牧場については調査対象とは考えておりません。</li> <li>・工事中の影響については、技術手法「15. 人と自然との触れ合いの活動の場 15.2工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る人と自然との触れ合いの活動の場」において参考項目以外として位置付けられています。その中で項目を選定する一つの目安として、「工事による影響要因として工事施工ヤード、工事用道路の設置があるが、これらは一時的なものであること、道路本体に比べ規模が小さくその復旧が速やかに行われること等、影響が永続的に及ぶわけではない場合が多いことから、参考項目として設定されていない。しかし、自然公園法、自然環境保全法等、自然環境の保全に係る法令で指定されている地域内で工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な触れ合い活動の場の改変が想定される場合には、項目の選定を行う。」と示されています。</li> <li>・現段階では、都市計画対象道路事業実施区域内には、自然環境の保全に係る法令による指定地域がありませんので、選定しない方針で方法書を取りまとめています。</li> <li>・今後、ルート・構造等が概ね決定した段階で事業予定者は工事の概略計画を検討してまいります。その工事の概略計画を基に、周辺の人と自然との触れ合い活動の場に顕著な影響を及ぼすと判断された場合には、予測評価及び環境保全措置の検討を行ってまいります。</li> </ul>
----	----------	-----	--	--